

令和 2 年 5 月 14 日 産業振興課

新型コロナウイルス感染症関連 町内中小企業向け独自緊急支援
寒川町中小企業事業継続緊急支援給付金制度を創設します

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少し、事業に支障が生じている町内の中小企業（個人事業者含む）に対し、事業継続のための緊急支援として、給付金制度を創設します。

1. 給付金制度について

- ・ 2020年2月から4月の売上高の合計が前年同月の売上高の合計と比較して20%以上50%未満の範囲で減少している事業者が対象となります。
- ・ 給付金額は、対象の区分ごとの上限までとなります。ただし、対象期間内の売上減少額が上限に満たない場合は、売上減少額（10,000円未満切り捨て）が給付金額となります。

【対象の区分と給付金額の上限】

対象の区分		給付金額の上限
個人事業者		100,000円
法人	小規模企業者	200,000円
	中小企業者	300,000円

※ 開業1年未満の事業者は、開業期間に応じた算定といたします。ただし、2020年1月の売上高を確認できる事業者が対象となります。

2. 対 象 : 町内において事業所を有し、事業を営んでいること、
又は町内において営農していること。
3. 申請期間 : 2020年5月19日（火）から6月30日（火）
4. 予 算 額 : 166,082千円
5. 町内の中小企業数 : 約3,300事業者（個人事業者含む）
※ 感染症拡大防止のため、申請手続きは郵送で実施いたします。

問い合わせ先

産業振興課 課長 原田 ☎0467(74)1111 内線 760

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

寒川町中小企業事業継続緊急支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少し事業に支障が生じている町内中小企業（個人事業者含む）を対象として、事業の継続のための緊急支援として、給付金を支給します。

1. 給付金制度について

- **2020年2月から4月の売上高の合計が前年同月の売上高の合計と比較して20%以上50%未満の範囲で減少**している事業者が対象となります。ただし、対象期間の各月の減少率が50%以上の月がある場合は、対象外となります。
- 給付金額は、対象の区分ごとの上限までとなります。ただし、対象期間内の売上減少額が上限に満たない場合は、売上減少額（10,000円未満切り捨て）が給付金額となります。（詳しくは「給付金の算定方法」をご確認願います。）

対象の区分		給付金額の上限
個人事業者		100,000円
法人	小規模企業者	200,000円
	中小企業者	300,000円

※ 開業1年未満の事業者は、開業期間に応じた算定といたします。ただし、2020年1月の売上高を確認できる事業者が対象となります。

2. 申請期間 2020年5月19日（火）から6月30日（火）まで（当日消印有効）

- ※ **感染症拡大防止のため、原則、手続きは郵送でお願いします。**
- ※ **この制度は、国の持続化給付金ではありません。町内の中小企業向け（個人事業者含む）の支援メニューです。（大企業は対象外となります。）**



**SAMUKAWA
ECONOMIC
GARDENING**

【問い合わせ】

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165
寒川町 環境経済部 産業振興課 商工労政担当
TEL 0467-741111 内線763・764 FAX0467-74-2833
<https://www.samukawa-eg.jp/>
mail: sansin@town.samukawa.kanagawa.jp



給付金の対象者（第3条関係）

○ 本給付金の対象者は、次の要件のすべてに該当する中小企業とします。

- 町内において事業所を有し事業を営んでいること、又は町内において営農していること。
- 給付金受領後も事業継続の意思があり、かつ町が今後実施する経営状況に関する調査等に、積極的に協力する意思があること。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因して、2020年2月から4月（以下「対象期間」という。）における売上高の合計が、前年同月の売上高の合計と比較して20%以上50%未満の範囲で減少し、かつ対象期間内の各月の売上高が対応する前年の各月と比較していずれも50%未満であること。
- 次のいずれにも該当しないこと。
 - みなし大企業
 - 寒川町暴力団排除条例（平成23年条例第11号）（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
 - 条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - 町長が不相当と認めるもの

申請の流れ

1. 申請書をダウンロード <https://www.samukawa-eg.jp/>
2. 必要書類の準備（「必要書類について」をご参照願います。）
 - ① 町内に事業所を有し事業を営んでいることがわかる書類の写し（個人事業者のみ）
 - ② 対象月の売上高がわかる書類（確定申告書、売上台帳など）の写し
 - ③ 口座通帳の写し
3. 次の申請書等に必要事項を記入（申請書の記載例をご参照願います。）
 - ① 寒川町中小企業事業継続緊急支援給付金交付申請書
 - ② 経営状況確認書
4. 関係書類を添えて、寒川町に郵送



郵送先：〒253-0196 寒川町宮山165 寒川町 環境経済部 産業振興課 あて

※ 寒川町は、申請内容を確認し、給付金の交付・不交付を判断し通知いたします。交付対象者には、ご指定の口座に給付金を入金いたします。

給付額の算定方法

- 給付金の給付要件は、2020年2月から4月までの売上高の合計が、前年同月の売上高の合計と比較して、20%以上50%未満の範囲において減少していることが要件となります。
また、この間の月ごとの減少率が50%未満であることが要件となります。
- 給付金の額は、各区分ごとの上限額を超えない範囲で、2019年2月から4月までの売上高から2020年2月から4月の売上高を差し引いた額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）と給付金額の上限額のいずれか低い額が給付金の額となります。

【対象区分別の給付金額の上限】

対象区分		給付金額の上限
個人事業者		100,000円
法人	小規模企業者	200,000円
	中小企業者	300,000円

【対象となる例】小規模企業者

対象月	2020年 売上高 (円)	2019年 売上高 (円)	増減額 (円)	増減比率 %
2月	180,000	250,000	-70,000	-28.0
3月	180,000	230,000	-50,000	-21.7
4月	170,000	260,000	-90,000	-34.6
計	530,000	740,000	-210,000	-28.4

この例の場合、
対前年比率で20%以上50%未満の範囲で減少しており、給付の対象となります。
増減額は-210,000円ですが、小規模企業者の上限は200,000円であるため、交付額は、低い額である200,000円となります。

【対象となる例】中小企業者

対象月	2020年 売上高 (円)	2019年 売上高 (円)	増減額 (円)	増減比率 %
2月	180,000	250,000	-70,000	-28.0
3月	180,000	230,000	-50,000	-21.7
4月	170,000	260,000	-90,000	-34.6
計	530,000	740,000	-210,000	-28.4

この例の場合、
対前年比率で20%以上50%未満の範囲で減少しており、給付の対象となります。
中小企業者の上限は300,000円ですが、増減額は-210,000円であるため、交付額は、低い額の210,000円が交付額となります。

【対象とならない例】

対象月	2020年 売上高 (円)	2019年 売上高 (円)	増減額 (円)	増減比率 %
2月	450,000	500,000	-50,000	-10.0
3月	350,000	450,000	-100,000	-22.2
4月	180,000	500,000	-320,000	-64.0
計	980,000	1,450,000	-470,000	-32.4

この例の場合、
対象期間の対前年比率は、-32.4%で対象の範囲ですが、4月売上の対前年比率が-64%で、50%以上であるため本制度の対象外となります。

国の持続化給付金を検討してください。

必要書類（個人事業者）

○個人事業者 第1号様式と第3号様式を記入し、次の書類を添えて提出してください。

①	町内において事業所を有し、事業を営んでいることが確認できる書類の写し	<p>次のいずれかの控えの写しを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 個人事業の開業・廃業等届出書（税務署受付印が押印されていること、受付確認メールの写しの提出も可とします） ② 直近の所得税青色申告決算書（町内事業所の記載があること） ③ 直近の収支内訳書（白色申告）（町内事業所の記載があること） <p>※②、③の場合にあっては、上記の写しに加え、受付印が押印されている確定申告書第1表を添付すること。（e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ その他、町内において事業を営んでいることがわかるもの。
②	<p>売上高が確認できる書類の写し</p> <p><u>この書類の写しは、税理士（公認会計士）による確認をもって省略することができます。</u></p>	<p>○2019年の対象月（2～4月）の売上高の証拠書類</p> <p>次のいずれかの控えの写しを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 青色申告を行っている場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 確定申告書（青色申告） ・ 確定申告書第1表、所得税青色申告決算書 ② 白色申告を行っている場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 確定申告書（白色申告） ・ 確定申告書第1表 <p>※ 受付印が押されていること。e-Taxで申告している場合は、これに相当するものと「受信通知」の写しを提出してください。</p> <p>※ 申告書が手元にない場合は売上高の証拠書類を提出してください。</p> <p>※ 開業後、1度も確定申告を行っていない場合は、これまでの売上台帳等の写しを提出してください。</p> <p>○2020年の対象月（2～4月）の売上高の証拠書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経理ソフトから抽出した売上データ（写し） ・ エクセル等で作成した売上データ（写し） ・ 手書きの売上台帳（写し）
③	本人名義の口座通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの <p>通帳を開いた1～2ページの写しを提出してください。（キャッシュカードや電子通帳の画面のコピーも可です。）</p>

○町内において事業所を有し、事業を営んでいることが確認できる書類の写し

- ① 個人事業の開業・廃業等届出書（控用）の写し
- ② 所得税青色申告決算書（一般用）

申請書（法人）

○ 法人（第2号様式）

第1号様式(第5条関係)

(宛先)寒川町長

申請者 氏名
住所
事業所所在地

寒川町中小企業事業継続緊急支援給付金交付申請書（個人事業者用）

寒川町中小企業事業継続緊急支援金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり給付金の交付を申請します。

1 交付申請額 _____ 円

2 売上高減少の理由

3 今後の経営課題及び経営サポートの希望

・今後町等が実施する経営サポートを 希望する ・ 希望しない

会社名、代表者名、住所または所在地を記入し、押印してください。

給付金の算定方法で、算定した額を記入してください。

「売上高減少の理由」を記入してください。
例：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため神奈川県での休業要請に応じ休業したため
例：新型コロナウイルス感染症拡大に伴い資材調達が難航し、新規受注数が減少したため など

「今後の経営課題」について記入してください。

例：新たな販路を確保したい。大企業に依存する体制を見直したい。
例：経営者の高齢化に伴う事業継続、従業員の高齢化

「今後町等が実施する経営サポート」の希望の有無をチェックしてください。

※「希望する」をチェックした方には、今後、経営サポートに関するご連絡をさせていただくことがあります。

13桁の法人番号を記入してください。

2020年4月1日現在の常時使用する従業員の数を記入してください。対象の区分を判定します。

4 基本情報

法人番号	常時使用する従業員の数	人
業種 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他	具体的な業種	
出資金額又は出資の総額		円
対象の区分 <input type="checkbox"/> 小規模企業者 <input type="checkbox"/> 中小企業者		
町内事業所の所在地		
担当者連絡先	氏名： 電話番号： メールアドレス：	
書類の送付先		

該当する産業分類を選択し、具体的な業種を記入してください。

出資金額又は出資の総額を記入してください。対象の区分を判定します。

中小企業の区分を選択してください。

町内事業所の所在地を記入してください。

交付決定通知等の書類の送付先を記入してください。

ご担当者の氏名、電話番号、メールアドレスを記入してください。電話番号は、申請内容を確認する場合などに使用しますので、日中にご連絡が取れる連絡先を記入してください。（携帯電話も可）

振込口座について正確に記載してください。

5 振込行程		本店	支店	出振所	金融機関番号	店番	種別	口座番号
銀行	ゆうちょ銀行						1普通・2当座	
信用金庫								
労働金庫								
信用組合								
農協								
店名	ゆうちょ銀行							
店番								
記号								
番号								
フリガナ								
口座名義								

振込先をゆうちょ銀行とする場合はこちらの欄に記入してください。

誓約書	
寒川町中小企業事業継続緊急支援金交付要綱第3条（交付対象者）の規定に該当すること 申請の内容及び提出する関係書類に相違ないこと 偽りやその他の不正な手段により給付金の交付を受けたことが判明した場合、給付金の返還に応じること	年 月 日
上記のことに、誓約します。	
法人名 _____	
代表者 _____ 印	

※1 交付決定通知等の書類の送付先を記入してください。
※2 申請内容を確認する場合などに使用しますので、日中にご連絡が取れる連絡先を記入してください。（携帯電話も可）
※3 申請内容を確認する場合などに使用しますので、日中にご連絡が取れる連絡先を記入してください。（携帯電話も可）
※4 申請内容を確認する場合などに使用しますので、日中にご連絡が取れる連絡先を記入してください。（携帯電話も可）

交付対象者の要件に該当すること、申請内容及び提出する関係書類の相違ないこと、不正等による給付金の返還に関する誓約。内容をご確認いただき、記名、押印してください。

申請（個人・法人共通）

○ 第3号様式（個人事業者・法人共通）

第1号様式（個人）、第2号様式（法人）に記入した申請者名を記入してください。

確定申告、売上台帳等をもとに、2月～4月の売上高を記入、計算をしてください。

第3号様式(第5条関係)

経営状況確認書兼給付金額算定書

1 氏名又は企業等名

2 売上高

対象月	2019年売上高	2020年売上高	増減額	増減比率
月	円	円	円	%
月	円	円	円	%
月	円	円	円	%
計	【A】 円	【B】 円	【C】 円	【D】 %

※各月の増減比率がひと月でも50%以上減少している月がある場合は対象となりません。

※【D】が20%以上50%未満の範囲であること。

3 給付金の算定

【C】 (10,000円未満切り捨て) 円

対象の区分	給付金額の上限【E】
個人事業者	100,000円
法人	
小規模企業者	200,000円
小規模企業者以外の中小企業者	300,000円

【A-B】の10,000円未満切り捨て後の額を記入してください。

2019年の売上高

- 個人事業者（青色申告）の場合
所得税青色申告決算書の「売上（収入）金額」欄の2～4月の金額を記入
- 個人事業者（白色申告）の場合
確定申告書第1表の「収入金額等」の「事業」の欄の金額を12月で割り、算出した金額を各月に記入
- 法人の場合
法人事業概況説明書の「18月別の売上高等の状況」の「売上（収入）金額」欄の2～4月の金額を記入
- 開業後1年を満たない事業者は、「開業後1年未満の特例」を参考に、ご記入ください。

上記の【C】と「対象の区分」の「給付金額の上限【E】」のうちいずれか低い額 円

【C】の額と「給付金額の上限【E】」を比較し、低い額を記入してください。対象の区分にご注意願います。

4 売上高の確認について

申請にあたり、売上高が確認できる書類の写しにあっては、税理士又は公認会計士による確認をもって省略することができるものとします。

税理士（公認会計士）による確認	
上記の内容に相違ありません。	年 月 日
住所又は所在地	
税理士(会計)事務所名	
税理士(公認会計士)名	印

【売上高】の確認

売上高が確認できる書類の写しは、税理士又は公認会計士による確認をもって省略することができます。

【中小企業者、小規模企業者の範囲】

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

開業後1年を満たない事業者の特例

■ 開業日が2019年6月1日の場合

2019年												2020年			
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
					20万	22万	21万	20万	20万	22万	21万	20万	15万	12万	11万

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響が生じていない6～8月を
2019年の売上高として採用

対象月	感染症影響前の売上高(円)	2020年売上高(円)	増減額(円)	増減比率(%)	備考
2月	200,000	150,000	-50,000	-25.0	影響前の売上高6月を採用
3月	220,000	120,000	-100,000	-45.5	影響前の売上高7月を採用
4月	210,000	110,000	-100,000	-47.6	影響前の売上高8月を採用
	[A] 630,000	[B] 380,000	[C] -250,000	[D] -39.7	

■ 開業日が2019年11月25日の場合

2019年												2020年			
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
										5万	15万	20万	15万	12万	11万

開業月がひと月分の売上として捉えることが困難のため、算定の基礎額
から除外。算定の対象となる3カ月分の売上額としては12月と1月の平均
額を各月の売上高として算出

対象月	感染症影響前の売上高(円)	2020年売上高(円)	増減額(円)	増減比率(%)	備考
2月	175,000	150,000	-25,000	-14.3	12月と1月の平均を1つき分として算出
3月	175,000	120,000	-55,000	-31.4	12月と1月の平均を1つき分として算出
4月	175,000	110,000	-65,000	-37.1	12月と1月の平均を1つき分として算出
	[A] 525,000	[B] 380,000	[C] -145,000	[D] -27.6	

■ 開業日が2020年1月1日の場合

2019年												2020年			
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
												20万	15万	12万	11万

算定の対象となる3カ月の売上額としては、1月の売上高を各月の売上
高として算出。

対象月	感染症影響前の売上高(円)	2020年売上高(円)	増減額(円)	増減比率(%)	備考
2月	200,000	150,000	-50,000	-25.0	影響前の売上高1月を採用
3月	200,000	120,000	-80,000	-40.0	影響前の売上高1月を採用
4月	200,000	110,000	-90,000	-45.0	影響前の売上高1月を採用
	[A] 600,000	[B] 380,000	[C] -220,000	[D] -36.7	

よくあるお問合せ

Q1 この給付金は、非課税ですか？

この給付金は税法上の益金（個人事業者の場合は総収入）に参入されます。損金の方が多ければ課税所得は生じません。

Q2 神奈川県感染症拡大防止協力金を受けていても対象となるか？

対象となります。神奈川県は休業要請に対する協力金で、この給付金は、事業を維持のための町の独自給付金です。

Q3 2020年2月に開業したが対象となるか？

この給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが減少した事業者に向けた支援です。そのため、2020年2月に開業した事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響を確認することが困難なため対象としていません。2020年1月の売上を確認できる事業者が対象となります。

Q4 白色申告の場合、2019年2～4月の売上高をどのように算定するのか？

基本的には、2019年の年間事業収入を12か月で割り、月平均の売上額を算定し、対象月と比較します。なお、帳簿等の写しを提出することで、実際の2月から4月の売上でも算定することも可能です。

Q5 寒川町に事業所を有していないと対象とならないか？

この給付金は、町内において事業所を有し事業を営んでいること。または営農していることを要件としています。

Q6 本社は町外の自治体、町内は支社だけが対象か？

今回の給付金は、寒川町に事業所を有し、事業を行っている事業者を対象としておりますので、対象となります。

Q7 複数回受給することは可能か？

同一の対象期間内（2月から4月分）で複数回の受給はできません。

よくあるお問合せ

Q8 国の持続化給付金と併用してよいか？

町の給付金は、対象期間中に50%以上の売上が減少した月が存在する事業者の方は、対象となりません。国の持続化給付金をご検討願います。

Q9 給付金はいつ交付されますか？

町では、申請書を受付後、申請書や添付書類を審査を行った後、交付決定の通知を行います。申請内容に不備がなければ概ね3週間程度で申請された口座に振込を行います。

Q10 一般財団法人や一般社団法人は対象となるか？

この給付金の交付対象は、中小企業基本法に規定する中小企業を対象としており、一般財団法人や一般社団法人は対象としていません。

Q11 複数の事業所や事業を行っているが、切り分けて申請ができるか？

申請は、法人又は個人事業者単位で認めています。事業所や事業ごとに個別に申請することはできません。

専門家による経営サポート（地域経済コンシェルジュ）

寒川町では、企業・創業者希望者の支援として、経営に通じた専門家である地域経済コンシェルジュ（中小企業診断士）による経営サポートを行っています。

- ・ 訪問及び相談による総合的支援、事業計画、生産性向上、事業承継支援、事業継続力強化計画策定支援、販路拡大等支援、創業支援
 - ・ 融資や支援制度についてのご案内（国、県、町の支援制度）
- 経営サポートをご希望の方は、産業振興課までお気軽にご相談ください。

